

キリスト教労働組合運動と Th. ブラウアー〔上〕

増 田 正 勝

目 次

- I 序 論
- II ブラウアーとキリスト教労働組合
- III キリスト教労働組合の発展とその行動原理
 - 1. 第一次大戦後の展開
 - 2. 「1921年基本方針」
- IV 労働組合と国民経済——科学的労働組合論の主張（以上、本号。）
- V 生産性志向的賃金政策（以下、別号。）
- VI 生産要素としての労働
- VII 職分共同体運動としての労働組合
- VIII 経済民主主義と労働組合
- IX 結 論

I 序 論

シュナイダーは、キリスト教労働組合運動の歴史的意義を評価して次のように述べている。「全体としてみると、キリスト教労働組合は、労働者部分の中に存在していたある一定の労働組合理念、すなわち社会民主主義のマントをまとって登場してくる思考にとっては全く到達することのできない一定の労働組合理念の開拓者となった」¹⁾と。ここにいう「一定の労働組合理念」

とは、1899年5月、第1回キリスト教労働組合会議によって採択された「マインツ指導原理」²⁾にすでにはっきりと表明されていたように、自由労働組合の階級闘争的思考を否定して、キリスト教的改革主義の立場から労資協力・労資同権を主張するものであった。これについては、グレービングが次のように特徴づけている。「キリスト教労働組合は、現存する産業資本主義秩序へ労働者を統合するという使命をもった職分運動 (Standesbewegung) として自己理解するとともに、同時に、資本主義秩序をキリスト教的原理によって規制された社会へ改良していくための用具として自らを理解していた」³⁾と。

このような自己理解の思想史的淵源をたどれば、おそらく19世紀前半の産業化初期までさかのぼることができよう⁴⁾。しかしながら、キリスト教労働組合それ自体は、直接的には1880年代から高揚するカトリック労働者運動の産物であり、1894年の「キリスト教鉦夫組合」設立以後のキリスト教労働組合運動の展開を通してはじめて一定の行動原理が内的に形成されていったのである。もっとも、それがさらに明確な労働組合理論にまで高められるには、かなり長い年月の経過を待たなければならなかった。本格的な理論形成が試みられるのは第一次大戦以後のことであるといつてよいであろう。

その最大の貢献者の一人が本稿でとりあげるブラウアー (Brauer, Theodor) であった。彼と並んでブリーフス⁵⁾ (Briefs, Goetz) の名も忘れられてはならない。社会的カトリシズムの観点から労働組合論を展開した代表的論者としては、さらにネル・ブロイニング⁶⁾ (Nell-Breuning, Oswald von) や

1) Schneider, Michael: *Die christlichen Gewerkschaften 1894—1933*, Bonn 1982, S. 765.

2) 拙稿「キリスト教労働組合の生成と統一労働組合思考——ドイツ労使関係の一考察」山口経済学雑誌, 33 (3・4) 1984年, 29頁以下。

3) Grebing, Helga: *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Ein Überblick*, München 1966, S. 133.

4) たとえば, Schürmann, Karl Heinz: *Zur Vorgeschichte der christlichen Gewerkschaften*, Freiburg i. Br. 1958.

ヴァルラフ⁷⁾ (Wallraff, Hermann Josef) といった人々がいる。ブリーフスとネル・プロイニングがよく知られている。たとえばタイヒマイ編『現代労働組合論』 (*Gewerkschaften. Analysen, Theorie und Politik*, hrsg. von Ulrich Teichmann, Darmstadt 1981.) には、この両者の論稿が収録されている。われわれも彼らの労働組合論については別に考察したことがある⁸⁾。

さて、1931年の『万国労働組合辞典』によると、ブラウアーは、「ドイツ・カトリック社会運動の指導的理論家の一人」⁹⁾として紹介されている。また社会政策論者のプレラーは、ブラウアーを「キリスト教労働組合運動の理論家」¹⁰⁾と称している。前掲のブリーフスやネル・プロイニングと異なるブラウアーの大きな特徴は、「キリスト教労働組合員として」¹¹⁾自ら労働組合運動に参加したところにある。彼の労働組合論は、彼自身の実践活動の経験とその洞察の上に形成されている。まず、キリスト教労働組合との関わりを中心にしながら、ブラウアーの経歴を概観しておこう。

-
- 5) Briefs, Goetz: Das gewerbliche Proletariat, in; *Grundriss der Sozialökonomie*, IX. Abteilung, 1. Teil, Tübingen 1926. —: Gewerkschaftswesen und Gewerkschaftspolitik, in; *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Bd. IV, Jena 1927. —: Gewerkschaften, in; *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 4, Stuttgart / Tübingen / Göttingen 1965, など労働組合に関する著書・論文多数。
- 6) Nell-Breuning, Oswald von: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 3 Bde., Freiburg i. Br. 1956 / 1957 / 1960. —: *Aktuelle Fragen der Gesellschaftspolitik*, Köln 1970, など著書・論文多数。最近では, —: *Katholische Kirche und Gewerkschaften*, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, Jg. 24, 1974, S. 421ff, など。
- 7) Wallraff, Hermann Josef: Funktionswandel der Gewerkschaften, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, Jg. 21, 1970, S. 349ff. —: *Deutsche Gewerkschaften und ihre künftigen Partner*, in: *Gewerkschaftliche Monatshefte*, Jg. 32, 1982, S. 215ff, など。
- 8) 拙稿「ネル・プロイニングの経営思想——社会的パートナーシップ思考の展開」山口経済学雑誌, 26 (3・4) 1976年。拙著『ドイツ経営政策思想』(森山書店, 1981年) 71頁, 174頁以下。
- 9) Brauer, Theodor, in; *Internationales Handwörterbuch des Gewerkschaftswesens*, hrsg. von Ludwig Heyde, Berlin 1931, S. 273.
- 10) Preller, Ludwig: *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1949, S. 188.
- 11) Schneider, Michael: a. a. O., S. 262.

Ⅱ ブラウアーとキリスト教労働組合

1923年、43歳のブラウアーがカールスルーエ工科大学の国民経済学講座¹²⁾の正教授に就任したとき、多くの人々は、労働者階級の子弟が大学教授になったというので大へん驚いた。しかし、これは、たまたま彼がキリスト教労働組合のメンバーとして活躍していたということと、かれの経歴について多くの人々が無知であったということから生まれた全くの誤解にすぎなかった。

ブラウアーの父は、オランダとの国境に近いライン河畔のクレーフエで製靴工場を営む経営者であった。母はオランダ人であった。幼くして父を失い、経済的困窮からギムナジウムも最終学年まで進んだところで中退を余儀なくされ、穀物商社の通信事務職員として働きはじめた。待望の大学進学を実現したときにはもうすでに38歳になっていた。ボン大学で経済学を専攻し、2年後の1920年に、当時もっとも焦眉の問題であった「経営協議会法」に関する論文¹³⁾で学位を取得し、1923年、教授資格を認定されるとともにカールスルーエ工科大学へ招聘されたのであった。

学究者・著述家としてのブラウアーの活動がこの時期から始まったというのではない。ゲック (Geck, L.H. Adolph) によって作成された「ブラウアー著作目録」¹⁴⁾をみると、1919年までにすでに9冊の著作が出版されている。その中には学界の注目をあびて彼の代表的著作となったものもいくつか含まれている。本稿でも考察する1912年の『労働組合と国民経済』¹⁵⁾や1919年の

12) ベルリン工科大学の国民経済学講座と並んで名望ある講座であり、前任者として K. Bücher, H. Herkner, Otto von Zwiedieneck-Südenhorst といった著名な経済学者がいた。

13) Brauer, Theodor: *Das Betriebsrätegesetz und die Gewerkschaften*, Jena 1920.

14) Veröffentlichungen von Theodor Brauer (Bibliographie), hrsg. von L. H. Adolph Geck, in; *Theodor Brauer. Ein sozialer Kämpfer. Gedenkschrift zur 10. Wiederkehr seines Todestages*, hrsg. von L. H. Ad. Geck u. B. Ridder, Köln 1952.

15) Brauer, Theodor: *Gewerkschaft und Volkswirtschaft. Gedanken und Hinweise*, 1. Aufl. 1912, 2. Aufl. Jena 1922.

『労働の権利』¹⁶⁾などがそれであった。カールスルーエ以前にすでに「キリスト教的・国民的労働者運動の指導者の一人」¹⁷⁾として確固たる地位を築いていたのである。

ところで、キリスト教労働組合運動との出会いはどのようにして始まったのであろうか。ブラウアーは、前述の穀物商社時代に、職員労働運動 (Angestelltenbewegung) に積極的に参加するとともに、他方で救済金庫 (Hilfskassen) の運営に関係している。おそらくこれらの活動を通してキリスト教労働組合運動との最初の接触が始まったと思われる。しかし、決定的な契機となったのは、「カトリック国民協会」 (Volksverein für das katholische Deutschland) との出会いであった。

1890年に創設された「国民協会」は、カトリック社会運動の母体としてのその広汎な活動の中から、多くの有力なキリスト教労働組合指導者たちを輩出しつつあった。ブラウアーもまたこの「国民協会」に強く惹きつけられるところがあった。一方、「国民協会」の側でもブラウアーの人柄とその活動ぶりは人々の注目するところとなっていた。1907年、ミュンヘン・グラッドバッハの「国民協会」本部で理事助手として働くことが要請され、ブラウアーはそれにしたがった。ここで、理事長のピーパー (Pieper, August) やヒッツェ (Hitze, Franz), ブラウンズ (Brauns, Heinrich) といった多くの高名な指導的人物から直接影響を受けることになるが、とりわけブラウアーにとって決定的であったことは、この「国民協会」を通してキリスト教労働組合の多くの指導者たちと、また後に指導的役割を果たすことになる人々と親交を結んだことであった。その中には、シュテッガーヴァルト (Stegerwald, Adam) やインブッシュ兄弟 (Imbusch, Hermann & Heinrich), そしてギースベルツ (Giesberts, Johannes), さらにカイザー (Kaiser, Jakob), アーノルド (Arnold, Karl) といった人々が含まれていた。ブラウアーは、「国民協

16) Brauer, Theodor: *Das Recht auf Arbeit*, Jena 1919.

17) Günther, A.: Brauer, Th.: *Das Recht auf Arbeit*, in; *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 50. Bd., Tübingen 1923, S. 263.

会[〃]の空気の中で自分の生涯の使命を決定的に形成していった」¹⁸⁾のであった。

翌年の1908年には、早くもわれわれはブラウアーの姿をケルンのキリスト教労働組合本部に見出すことになる。そこで、彼はいくつかの労働組合誌の編集に協力することになった。それは彼にとって最適の場であった。

まず、組合機関誌 *Zentralblatt der christlichen Gewerkschaften* の編集に参加した。しばらくしてさらに月刊誌 *Deutsche Arbeit* の編集にも協力することになった。前者は、1901年のクレフェルド大会（第3回キリスト教労働組合会議）で創刊が決議され、それ以来刊行されてきた *Mitteilung* 誌が改名されたものであり、主として支部役員の啓蒙と方向づけを狙っていた。発行部数は約2万部であった。後者の *Deutsche Arbeit* は、経済問題・社会問題を取り扱う学術専門誌で、約3千部発行されていた。1923年には、青年活動家向けの月刊誌 *Jugend. Monatsblatt für die Leiter von Jugendgruppen* の創刊にあたった。これは、大戦後 *Gewerkschaftsjugend* と改められた。

1920年代、とくに1923年から1928年にかけてのカールスルーエ時代は、学者としてのブラウアーにとって最も充実した時期であった。ブラウアーの助手を務めたミュラー¹⁹⁾ (Müller, Franz H.) によれば、「この時期の諸々の論稿の中で、ブラウアーは、技術の社会的・社会心理学的問題と技術者の「人間経済的」(menschenwirtschaftlich) かつ教育者的職分についてくり返し語っている。」²⁰⁾ テイラリズム、バーチャの経営政策、ビドー制度、フォード

18) Heyde, Ludwig: Theodor Brauer, Leben und Wirken eines christlichen sozialreformer, in; *Theodor Brauer. Ein sozialer Kämpfer*, S. 7.

19) ミュラーは、ブラウアーのカールスルーエ時代・ケルン時代の助手であるが、ナチス支配後アメリカに亡命し、ブラウアーのいた聖トマス大学に身を寄せ、彼の死後その講座を継承した。この大学にはベルリン工科大学経営社会学研究所からシュヴェンガー (Schwenger, Rudolf) も来ていた。ブリーフスは、ワシントンのジョージタウン大学に亡命してきた。なお、ミュラーとシュヴェンガーの経営社会学については、拙著、前掲書。

20) Müller, Franz H.: Von Karlsruhe bis Saint Paul, Minnesota, in; *Theodor Brauer. Ein sozialer Kämpfer*, S. 19.

の政策、ディンタ (DINTA) の産業教育制度、ローゼンシュトックやヘルパッハの諸提案が、「当時、ブラウアーの関心の前面にあった。」²⁰⁾ 産業教育学や経営社会学、社会的経営政策の諸問題が彼の興味を強く惹きつけていたのである。同じ時期にフライブルク大学にいたブリーフスは、ブラウアーと同様に経営社会学・社会的経営政策の問題領域に対する関心を強め、やがて1928年ベルリン工科大学に「経営社会学研究所」を創設することになる。ゲック編の「ブラウアー著作目録」によれば、この時期に15の著書が刊行されている。その中で以下の如き文献がわれわれの手もとにある。

Christentum und Sozialismus, Köln 1920.

Die Gewerkschaft als Organ der Volkswirtschaft, Berlin 1921.

Die moderne Gewerkschaftsbewegung, Duisburg 1922.

Lohnpolitik in der Nachkriegszeit, Jena 1922.

Krisis der Gewerkschaften, Jena 1924.

Produktionsfaktor Arbeit. Erwägungen zur modernen Arbeitslehre, Jena 1925.

Deutsche Sozialpolitik und deutsche Kultur, Freiburg i. Br. 1926.

Ketteler. Der deutsche Bischof und Sozialreformer, Hamburg 1927.

この間、キリスト教労働組合との接触をできるだけ保ったとはいえ、以前のようにはいかなかった。ところが、純粹に学究者としての道に留まるには、ブラウアーのキリスト教労働組合運動に対する愛着心はあまりにも強すぎた。たまたまケルン市の「社会科学研究所」が、マックス・シェーラーがフランクフルト大学に去ったためその後継者を求めていた。友人たちの強い勧めもあって、1928年、ブラウアーは、カールスルーエ工科大学を辞めて再びキリスト教労働組合運動の拠点ケルンに帰ってきた。

ケルン市「社会科学研究所」の所長として、またケルン大学で教育・研究活動に携わるかたわら、ケーニッヒスヴィンターに置かれたキリスト教労働組合の教育会館“Unser Haus”——第二次大戦後は“Adam-Stegerwald-Haus”と改名された——の活動に協力した。間もなくして、ブラウアーはこ

の“Unser Haus”の所長に任命された。ドイス (Deus, Franz) は、この時代のブラウアーを回顧して、教育会館の所長としてのブラウアーの貢献を高く評価しているが²¹⁾ 友人の一人ハイデ (Heyde, Ludwig) は、このケルン時代が「はたして幸福であったかどうか判断し難い」²²⁾といている。キリスト教労働組合の教育活動の責任者としての仕事が、ブラウアーのアカデミックな研究・教育活動に大きな負担を強いることになったのであろう。

1933年5月、ナチスによって「ドイツ労働戦線」(DAF)が形成されるや、自由労働組合と前後してキリスト教労働組合も解体に追い込まれた。その少し前の4月28日、自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合の代表者たちは秘かに会合をもって、ナチス崩壊後には超党派的な「統一労働組合」(Einheitsgewerkschaft)を結成することについて合意に達していた²³⁾。ブラウアーも、シュテッガーヴァルト、カイザー、オッテ (Otte, Bernhard)とともに、キリスト教労働組合の代表者としてこの会合に参加していた。

ブラウアーに対するナチスの追求は厳しかった。ケルン市「社会科学研究所」の所長の地位からは直ちに追放された。また、ケルン大学のゼミナールでは、ナチ党員の学生たちの追求を受け、反ナチの有罪宣告を危ういところで免れた。その中に講義の機会も奪われてしまった。

1937年、アメリカのミネソタ州セント・パウル市にある聖トマス大学から講義の依頼があって渡米した。その後、同大学の社会科学の正教授として迎えられ、第二次大戦の勃発後もそのままセント・パウルに留まった。1942年、再び母国ドイツをみることなくその地に没した。享年62歳であった。

ブラウアーは、キリスト教労働組合の精神的指導者の一人であったとはいえ、決して口あたりいい協力者ではなかった。たとえば、1926年12月の

21) Deus, Franz: Theodor Brauer als Gewerkschaftler, in; *Theodor Brauer. Ein sozialer Kämpfer*, S. 47.

22) Heyde, Ludwig: a. a. O., S. 11.

23) この間の事情および決議文については、拙稿「マンハイム協定と統一労働組合思考——西独労使関係の一考察」山口経済学雑誌, 33 (1・2) 1984年, 6頁以下。

Soziale Praxis 誌に寄せた一文「危険な決定」²⁴⁾にみられるように、ときにはキリスト教労働組合の行動に対して痛烈な批判をあげた。しかしながら、伝統的に大学教授など知識人に対してあらわな反感と嫌悪感をかくさなかった労働者階級の人々から、ブラウアーはいつも「尊敬と敬愛を受けた、キリスト教労働者の代表委員」²⁵⁾であった。かつて穀物商社の一職員として働き、そこから労働組合運動に参加してきた彼の経歴と、なによりもキリスト教労働組合運動に寄せる彼の熱情が、労働者たちとの間に強い連帯感を築き上げてきたのである。

Ⅲ キリスト教労働組合の発展とその行動原理

1. 第一次大戦後の展開

ワイマール時代の到来とともに、社会民主主義系の自由労働組合と同様、キリスト教労働組合もまた組合員数の飛躍的な増大を経験した。開戦とともに組合員数は激減し、1915年には162,425人にまで落ち込むが、1917年には293,187人、1918年には538,559人、そしてワイマール憲法の制定された1919年には1,000,770人、さらに翌1920年には1,105,894人と100万台を突破した。

このような組織率の急上昇は、ただ単に昂進するインフレ下における国民大衆の生活防衛意識を反映していただけではなかった。それには、労働組合の「市民権」に対する社会的承認と新生ドイツにおける労働組合の積極的役割に寄せる強い期待とが結び付いていたといわなければならない。大戦中、いわゆる「城内平和」と引き換えに、労働組合はその社会的地歩を固め発言力を強めていった。1916年の「祖国援助奉仕法」(Hilfsdienstgesetz)は、

24) Brauer, Theodor: Gefährliche Abschließung, in; *Soziale Praxis*, 35. Jg., 1926, S. 1321—1324.

25) Heyde, Ludwig: a. a. O., S. 11.

従業員50人以上の軍需品・生活必需品関連企業に対して、労使双方の代表者から構成される労働者委員会・職員委員会・調停委員会の設置を全国的に義務づけた。これは、労働組合を労働者の「有資格」代表者として使用者側に認めさせるものであった。1918年11月に発足した「中央労使労働共同体」²⁶⁾ (Zentralgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber-und Arbeitnehmerverbände Deutschland) によってこの方向はあっさり推し進められた。そしてまた「ワイマール憲法」第165条は、経済社会における労働

26) 「中央労使労働共同体」に関する協定には次のような諸条項が含まれていた。

1. 労働組合は労働者の資格ある代表者として承認される。
2. 男女労働者の団結の自由を制限することは許されない。
3. 使用者および使用者団体は、今後、工場組合（いわゆる経済平和的組合）はこれを一切放置して、直接・間接にこれを保護しない。
4. 兵役から復員した被用者はすべて、届け出にしがって直ちに、戦争以前に勤務していた職場に復帰する権利を有する。関連する使用者団体および被用者団体は、原材料と仕事の受注を確保してこの義務が完全に履行されるように努める。
5. 職業紹介の労使共同の調整ならびに労資同権による管理。
6. すべての男女労働者の労働条件は、当該事業所の諸事情に応じて、被用者の職業団体との団体協定によって決定される。このための交渉は遅滞なく行われ迅速に締結されること。
7. 従業員50名以上の各経営に労働者委員会が設置される。これは従業員を代表し、経営関係が団体協定の基準にしたがって規制されるよう使用者と共同で監督するものである。
8. 同数の労・使代表者から構成された調停委員会もしくは仲裁職を団体協定の中で規定すること。
9. 通常の一日の労働時間は最高8時間とする。労働時間短縮を理由とする賃金の削減はなされてはならない。
10. 以上の協定の実施を目的として、また軍備撤去や経済生活の維持、被用者、とくに戦傷者の最低生活の保障のためになされるその他の施策の調整を目的として、労使各々の関連組織によって、職業的に分化した下部構造をもちしかも労資同権の原則に基づいた中央委員会が設置される。
11. この中央委員会にはさらに、賃金・労働関係の集団的規制にさいして生じてくる原則的問題の解決および複数の職業集団に同時に関係する争議の調停が義務づけられる。この中央委員会の決定は、問題になっている労使双方の職業団体のいずれか一方によって一週間以内に異議申し立てがなされなければ、労使双方に対して拘束力を有する。(以下省略) (Deutscher Reichsanzeiger und preußischer Staatsanzeiger von 18. November, 1918, Nr. 273, S. 1.)

組合の「市民権」を高らかに宣言したのであった²⁷⁾

ところで、キリスト教労働組合については、このような一般的な背景以外に特別の事情が存在していた。それは、1919年になっていわゆる悪名高き「労働組合紛争」²⁸⁾ (Gewerkschaftsstreit) に一応の終止符がうたれたということである。このことによって、紛争中は、キリスト教労働組合に加入できなかったカトリック系労働者と、紛争の影響で未組織のままに留まっていたプロテスタント系労働者が、新たにキリスト教労働組合に加わることができるようになったのである。ここで、この「労働組合紛争」の経過を簡単にみておこう。

1899年の「マインツ指導原理」は、キリスト教労働組合の超宗派性と政党政治的中立性を標榜したが、この原理に対する危惧は、新・旧両宗派のいずれの側にも大なり小なりに存在していた。カトリック側では、この危惧が長年にわたる内部紛争を生ぜしめることになった。

キリスト教労働組合は、もし社会民主主義系自由労働組合が、前述の超宗派性と政党政治的中立性の原理を承認するならば、経済闘争において協働する用意のあることをかねてから表明していた。このようなキリスト教労働組

27) ワイマル憲法第165条「労働者および職員は、同等の権利をもって企業者とともに、賃金及び労働条件の決定、並びに生産力の全体経済的發展に協働する使命をもつ。双方の側の組織とその間の協定はこれを認める。

労働者および職員は、その社会的・経済的利益を代表するために、経営労働者協議会 (Betriebsarbeiterräte), 経済領域にしたがって類別された地方労働者協議会 (Bezirksarbeiterräte) および全国労働者協議会 (Reichsarbeiterräte) における法的な代表を保有する。

地方労働者協議会と全国労働者協議会は、企業者およびその他の協力関係者の代表とともに、全経済的任務を遂行し、社会化法 (Sozialisierungsgesetz) の施行に際し協働するために、地方経済協議会 (Bezirkswirtschaftsräte) と全国経済協議会 Reichswirtschaftsrat) を結成する。(以下省略)

28) 多数の文献があるが、比較的最近のものとして以下のような文献がある。

Nell-Breuning, Oswald von: Der deutsche Gewerkschaftsstreit um die Jahrhundertwende, in; *Festschrift für Otto Brenner zum 60. Geburtstag*, hrsg. von P. v. Oertzen, Frankfurt 1967, SS. 19—32. Brack, Rudolf: *Deutscher Episkopat und Gewerkschaftsstreit 1900—1914*, Köln / Wien 1976. Heitzer, Horstwalter: *Georg Kardinal Kopp und der Gewerkschaftsstreit 1900—1914*, Köln / Wien 1983.

合の態度がカトリック労働者の社会主義化と無信仰化を招くことを大いに危惧し、それとは正反対の行動原理に立とうとしたいくつものグループがあった。それらはいずれも保守的な「統合主義」²⁹⁾ (Integralismus) の立場に立っていた。その中心的勢力としてキリスト教労働組合に対してもっとも強硬な反対陣営を築いたのが、カトリック労働者団体の「ベルリン本部」(Sitz Berlin)であった。「ベルリン本部」は、キリスト教労働組合の行動原理をまっこうから否定して、宗派性とむしろ一定の政党政治的立場に立って、キリスト教労働組合に代わるものとして、カトリック労働者団体内部に「専門部」(Fachabteilung)を設置することを主張した。この「専門部」にいわば労働組合的機能を果させようとしたのである。

「ベルリン本部」のこのような主張は、ブレスラウの枢機卿コップ(Kopp, Georg)とトリアの司教コルム(Korum, M.Felix)の強い支持を受けることになった。「ベルリン本部」のキリスト教労働組合に対する攻撃は、ミュンヘン・グラッドバッハに本部をもつ「カトリック国民協会」とそれを支持する人々に対する攻撃に他ならなかった。そしてこの両者の対決は、つまるところカトリック内部における「統合主義派」と「近代主義派」との対立が噴出したものであった。「ベルリン本部」とキリスト教労働組合との対立・抗争は、ついにヴァチカンにまでもち込まれることになった。当時のローマ教皇ピオ10世は、回勅『シングラリ・クワダム』(Singulari quadam)を發布してこの「労働組合紛争」を調停しようとしたが成功しなかった。枢

29) 「統合主義とは、公的生活・私的生活のあらゆる問題に対する解答を信仰から(のみ)引き出そうとする宗教的総合主義(Totalismus)の名称である。したがって、それは、さまざまな文化的専門分野について、絶対的な独立性は勿論のこと、相対的な独立性をも否定する。そして、それら(少なくともかかる領域における信徒の活動)を、原則的に、教会の監督権の下に置こうとする。」「すべてのことを、“カトリック的なもの”から形成せんとする。ドイツでは、中央党とキリスト教労働組合に対立した。中央党を教会の世俗的防波堤にせんとし、キリスト教労働組合を否定して、カトリック労働者職業連盟(Arbeiterstandsverein)の専門部を教会の指揮下に置こうとした。」(Nell-Breuning, Oswald von: Integralismus, in; *Lexikon für Theologie und Kirche*, 5. Bd., 2. Aufl., Freiburg 1960, S. 717.)

機卿コップの妥協を知らない強固な性格が調停を坐折させてしまったのである。結局、コップ自身の死と第一次大戦の勃発という事態に至って、ようやく紛争に一応の結着がつけられた。

しかしながら、両派の対立は、1920年代に入っても「資本主義論争」³⁰⁾として形を変えてくすぶりつづけた。1931年のピオ11世の社会回勅『クラドラジェジモ・アンノ』によってはじめて長年にわたる「労働組合紛争」に最終的に終止符がうたれた。キリスト教労働組合の主張が、つまり「近代主義派」の立場が支持され、「統合主義派」は敗退したのであった。

「ベルリン本部」は、カトリック労働者に対してカトリック労働者団体とキリスト教労働組合の二重加入を認めず、しかも後者を否定する立場に立っていたので、ベルリンを中心とする中部・東部ドイツのカトリック労働者は、この「ベルリン本部」の指導方針に強い影響を受けてキリスト教労働組合から遠ざけられることになった。また、宗派性を強調する強硬な態度は、プロテスタント側にも対決姿勢を誘発し、その結果、この地方のプロテスタント労働者を同じくキリスト教労働組合から引き離すことになった。「労働組合紛争」の終結とともに、これら新・旧両宗派の労働者たちがキリスト教労働組合に組織され、前述のような組合員の急増をもたらしたのである。

ところで、1919年には、キリスト教労働組合に大きな組織上の変化が生まれた。同年11月に、現在の西ドイツの統一労働組合「ドイツ労働組合総同盟」(DGB)に先立ってそれと同じ名称をもった総同盟(Deutscher Gewerkschaftsbund. DGB)が結成されたのである。

これには前史がある。11月革命とその後の展開は、反急進主義・反社会民主主義の立場に立った諸勢力の結束を招き、1918年11月20日、ベルリンにおいて「ドイツ民主主義労働組合連盟」(DDG. Deutsch-demokratischer Gewerkschaftsbund)が結成された。これには、「キリスト教労働組合総同盟」(Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschlands)、ヒルシュ・ドゥンカー系の「ドイツ労働組合連合」(Verband der Deutschen

30) これについては、拙著、前掲書、18頁以下。

Gewerkverein), さらに職員 (Angestellte) および官公庁職員 (Beamte) の組合や連合体なども加わっていた。創設当初で約125万人, 翌年の1919年3月にはおよそ150万人を結集した。しかし, 自由主義の立場に立つヒルシュ・ドゥンカー労働組合が DDG から離脱したことから, 同年11月, 前述の DGB が結成されたのである。

DGB は, 三つの大きな柱から構成されていた。「キリスト教労働組合総同盟」, 「ドイツ職員組合総同盟」 (Gesamtverband deutscher Angestellengewerkschaften), および「ドイツ官公庁職員組合総同盟」 (Gesamtverband Deutscher Beamten- und Staatsangestellten- Gewerkschaften) であった。1920年には約170万人, 1921年には約200万人が DGB に集結した。

DGB の中心勢力は, いうまでもなく「キリスト教労働組合総同盟」であった。たんに数の上でそうであったというだけではない。DGB はその指導原理をキリスト教労働組合運動の伝統から受け取るとともに, キリスト教労働組合の指導者たちが DGB のリーダーシップを執っていた。創設当初から1929年に至るまでの DGB 議長は, 「キリスト教労働組合総同盟」議長のシュテッガーヴァルトであった。彼の後を継いだのは, 「キリスト教鉦夫組合」の指導者インプッシュ (Imbusch, Heinrich) であった。また, 同じくキリスト教労働組合の指導者の一人で後に首相となるブリューニングが, 1920年から1930年まで DGB の書記長を務めた。DGB それ自体は, キリスト教労働組合運動のワイマール期における発展形態を示していたのであった。

大戦後におけるもうひとつの大きな変化は, キリスト教労働組合がその政治参加の度合を著しく強めたことであった。大戦前にはわずか5名の組合代表を中央党に送りこんでいたにすぎなかったが, 戦後は一挙に26名が中央党議員に選ばれた。そして, シュテッガーヴァルトは中央党の幹事長に選任された。多くの労働組合指導者たちが中央党議員として政治の舞台に立ったことから, キリスト教労働組合は, ワイマール期を通じてしばしばきわめて複雑な政治的状況のもとに置かれることになった。中央党議員としては与党の立場に立ち, 他方, 労働組合代表としては野党的立場で行動せざるを得ない

という、とりわけシュテッガーヴァルトに典型的にみられるような「二重の役割」³¹⁾が、キリスト教労働組合の政治的決断を非常に苦しいものにした。

ワイマール期におけるキリスト教労働組合運動の全体像については、グレービングがその概要を示してくれるし、³²⁾ またさらにシュナイダーによる詳細にして総合的な研究がある。³³⁾ ここでは、大戦後に生じたいくつかの重要な変化を簡単に指摘するに留めておく。

2. 「1921年基本方針」

1921年8月30日・31日に開催された「キリスト教労働組合総同盟」の拡大執行委員会は、以下にみるような基本方針を採択した。「1921年基本方針」といわれるものがそれである。

この「基本方針」の前文とその理由書が、ブラウアーの著『国民経済の器官としての労働組合』(*Die Gewerkschaft als Organ der Volkswirtschaft*, Berlin 1921.)の付録に収められている。この著自体は、「総同盟」の執行委員会の依頼によって書かれたものであり、その意味からすれば、「1921年基本方針」を支える基本的思考の解説をブラウアーに委ねたということになる。われわれは、この著を通して当時のキリスト教労働組合指導者たちの基本的な労働組合観を知ることができるわけである。しかし他方、そこにはブラウアー自身の労働組合観もまた描かれていると解釈することもできよう。本稿では、むしろ後者の解釈に立って、「1921年基本方針」の中にブラウアー自身の労働組合思考が総括的に述べられていると理解する。そこで、まずその全文を以下に提示しよう。

「基本方針」³⁴⁾

31) Schneider, Michael: Die christlichen Gewerkschaften 1894—1933. Ein Überblick, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, Jg. 32, 1981, S. 722.

32) Grebing, Helga: a. a. O., S. 199f.

33) Schneider, Michael: *Die christlichen Gewerkschaften*, SS. 622—689.

34) Richtlinien, in; Brauer, Theodor: *Die Gewerkschaft als Organ der Volkswirtschaft*, Berlin 1921, SS. 31—34.

キリスト教労働組合は、その活動にあたって、進歩的な経済的認識の意味において、またかかる認識を導いているキリスト教的基本思考の精神において、以下の如き基本方針から出発する。

1. 労働組合は、その構成員の意志にしたがって、賃金・労働関係の規制にあたって最大可能な圧力を行行使して組合員の利益を実現することを使命としている。賃金は、労働者とその家族に対して、そのときどきの文化の程度および国民生活の欲求に、またその労働が国民経済・国家・社会に対して有している重要度に適合した生活様式を保証するものでなければならない。労働関係は、労働者が、人間にふさわしい環境の中で、自らの中に潜在している肉体的・精神的資質を労働において完全に発揮し得るように形式されなければならない。

2. 労働組合は、その本質が、今日の秩序において賃金が労働者と企業者の立場の違いから全く異なって評価されるということに結びついているところの組織である。すなわち、賃金は、労働者とその家族にとっては所得であるが、企業者にとっては生産コストの一部であるということである。このような労働組合の本質が労働組合の闘争手段の特質を条件づけており、かかる闘争手段を決して放棄することはできないのである。

3. 労使双方によって共同体的に給付された労働の成果を分配するさいに、労使間の対立が生じてくる。キリスト教労働組合は、工業設備の維持・拡大のために、また農業経営の強化のために準備金が必要であること、そしてまた企業者活動の価値と意義および企業者活動に対する十分なる補償の必要性を完全に承認するものである。生計能力ある者すべての不労所得は、できるだけこれを排除すべきである。かくして、労働者の欲求と一致し、しかも実際の労働給付の価値に対応した賃金支払いの余地が生じてくる。

4. キリスト教労働組合は、最低生活費の保証を前提として、予備教育の程度・労働給付に関連する危険度・労働力の摩耗度・仕事の季節的性質を尺度として賃金の等級づけが行われるような賃金政策を追求する。キリスト教労働組合は、特別な技術的給付から生じてきた特惠利潤に対して分与を要求

する。また、純粋な景気利潤はできるだけ多く調整基金 (Ausgleichskassen) に収めらるべきである。この調整基金によって、自然的または社会的理由から個々の経済分野の生産コストと労働コストに生じた較差を調整すべく努力するものである。さらにそれ以外に、調整基金は、就学児童のある既婚労働者に対する手当の支給にも利用される。

5. 労働組合の賃金努力は、たんに賃金の名目額にとらわれることなく、長期的な観点で賃金の購買力の確保に取り組まなければならない。したがって、労働組合は、とくに土地問題・住宅問題をその課題領域に包含しなければならない。さらに労働組合は、生産者と消費者間の商品の経路をできるだけ短縮する組織、つまり家政経済的教育を施すような組織と友愛的に協働することによって、組合活動を補完していくことに留意すべきである。最後に労働組合は、実質賃金を追求するという意味において、経済政策・社会政策・租税政策の形成に影響を与えようとする。組織された需要のためになされる自主生産を支援したり、またとくに移住制度 (Siedlungswesen) の分野にみられるところの、産業の健全な分散化をめざすあらゆる政策を支持したりするのは、それらが以上の如き労働組合の方向と一致するからである。

6. キリスト教労働組合は、景気変動・経済危機を調整し、計画的に産業を育成していくために各経済部門のすべての経営が団結する必要があることを、職業・営業に従事するすべての人々の連带的結合の感情において主張するものである。この目的のためにキリスト教労働組合は、企業者と労働者の労働共同体 (Arbeitsgemeinschaft) の任務の遂行とその拡張に最善の努力を傾注する。かかる基盤の上にはじめて、経済部門のさらに広い自己管理が自己管理体 (Selbstbewirtschaftskörper) として実現する。一般的利益に対する配慮は、一般消費者の代表もしくは必要に応じて国家代表の参加によって確保されるであろう。

7. 経済の自己管理は、共同体形式的に行われるべきであって、個人の利益が集団の利益へとエスカレートすることがあってはならない。その前提としては、労使いずれの側にあっても労働がたんに利用価値としてではなく道

徳的生活価値として評価される必要がある。したがって、キリスト教労働組合は、技術的かつ倫理的側面から職分理念 (Berufsidee) を育成していくことを活動の中心に置くものである。労働組合は、労働市場に対して規制力を発揮しつつも、できるだけ労働者が各自の資質と教育に適合した職場で働くことができるように有効に協力していくところに労働組合の職務が横たわっていると理解すべきである。もし事態が適切でないとすれば、労働者の生産手段への再接近、職場環境の可能なかぎり良好な形成および賃金・労働関係のあらゆる種類の規制によって、労働者の労働に対する関心を喚起し向上させなければならない。

8. 労働者の生産手段への再接近の主張は、たえず進行する分業化の結果、経営の精神的中心から完全に疎外され、それゆえ労働の意味がもっとも問題となっているような労働者にとって、とりわけ妥当性をもっている。そこで、キリスト教労働組合は、たんに十分なる賃金や人間にふさわしい作業環境の形成に努力するだけでなく、労働者を経営生活の諸関係の中へ導き入れて経営構成と経営組織に関する広大な共同責任に参加さすべく、経営協議会 (Betriebsrat) の設立に努力するものである。常時代替可能な未熟練補助労働者に対して教育訓練の機会を与え、人間性を無視した単調さや自尊心の喪失から彼らを保護しなければならない。

9. 労働組合に固有の課題は、職分共同体 (Berufsstand) においてもっともよく達成される。キリスト教労働組合は、一般にこの職分共同体の基盤の上に立っている。産業的職業への発展の結果 (たとえば、紡績工や織工に代って繊維労働者が登場したように) 職業が繁茂したところでは、大巾に独立した集団が団体 (Verband) へ組織されることによって、部分職業 (Teilberuf) の特殊な要求を充足することが可能となる。この団体への所属は、たまたま働いている職場によって決定されるのではなく、人間としての労働者の深い持続的な生活関心がまさにその源を発するところの労働遂行の種類によって決定されるのである。

10. 労働組合運動は、正当にして有益な自助活動の発露である。したがっ

て労働組合的手段の利用は自助活動の枠内に留めらるべきである。それゆえキリスト教労働組合は、純粹に政治的な運動根拠から生まれたストライキについてはこれを否定するものである。キリスト教労働組合は、したがって、労働契約に関わる当事者自身が、自らの欲求と考え方に合致した権利を確定する労働協約の中にこそ、法的制度を団体法 (Genossenschaftsrecht) の意味に向けて漸次完全に新たに基礎づけていくための出発点が存在しているのだと考えるものである。

11. キリスト教労働組合は、その活動を通して、経済・社会生活全体の新たな建設をいっそう推進するための有効な準備作業を提供することができるかと自覚している。キリスト教労働組合はそれ自身、職分共同体的基礎に立ってこの新たな建設に努める。さまざまの場でなされる労使双方の協働から、労使を包括ししかも双方の利益の維持を可能とするような確固とした新しい時代の職分共同体が生まれてくるだろう。これらの個々の職分共同体相互間の有機的結合から、健全な欲求充当の意味における真の国民福祉を保証するものとしての国民経済秩序が生成する。

以上において、11項目からなる「1921年基本方針」の全文をみたが、そこにはキリスト教労働組合運動のまさに基本方針が総括されている。既述のように、ブラウアーの『国民経済の器官としての労働組合』は、「1921年基本方針」を支えている基本的な考え方を解説書的に展開したものであり、各項目にみる主張の根拠を彼の著にそって理解していくことが可能である。しかし、それらの根拠をひとつひとつ明らかにしていくことは、本稿におけるわれわれの課題ではない。前に述べたように、「1921年基本方針」の中にブラウアー自身の労働組合観を求め、その基本的な特質を探ることがわれわれの目的である。

さて、「1921年基本方針」は、われわれのみるところでは、以下の三つの基本思考によって支えられていると思われる。

1. 被用者の利益代表組織としての労働組合。

2. 国民経済の器官としての労働組合。

3. 職分共同体運動 (Berufsstandsbewegung) としての労働組合。

第一点については、労働組合のもっとも固有の課題領域を規定する思考であるから、それをブラウアーに特殊な思考とすることはできないであろう。第二点と第三点が加わってはじめてそこに独自の労働組合観が成立するのである。そして、さらにその労働組合観の基礎を探求していくなれば、われわれはついには社会的カトリシズムの大きな流れにたどりつくであろう。次節以下では、ブラウアーの代表的な著作をいくつかとりあげて、そのひとつひとつを検討しながらブラウアーの労働組合観とそれを支えている基本的思考を明らかにしていきたいと思う。

IV. 労働組合と国民経済——科学的労働組合論の主張

まず、ブラウアーの最初の著『労働組合と国民経済』 (*Gewerkschaft und Volkswirtschaft. Gedanken und Hinweis*, Jena 1912, 2. Aufl., 1922.) をとりあげよう。第2版は、大戦後まったく無改訂のまま出版されている。

このブラウアーの最初の書は、当時のキリスト教労働組合の指導者たちによって快く迎え入れられたわけではなかった。この当時、ブラウアーはすでにケルンのキリスト教労働組合本部で働いているが、組合の活動方針についてはかなり批判的な立場に立っていた。

1912年10月ドレスデンで開催された第8回キリスト教労働組合会議のメインテーマのひとつは、「国民経済学および経済政策に関する最近の論議に対して態度を決定すること」³⁵⁾であった。この場合、主として批判の対象とされたのは、ウェーバー (Weber, Adolf) の著『資本と労働の闘争』 (*Der Kampf zwischen Kapital und Arbeit*, Tübingen 1910.) であった。このかな

35) Heyde, Ludwig: Kongresse, in: *Internationales Handwörterbuch des Gewerkschaftswesens*, S. 1003.

り分厚い書物の中で、ウェーバーは、賃金水準に与える労働組合の影響可能性について著しくペスミスティックな見解を表明していた。「十分に理解された持続的な労働者の利益は、労働者の願望に合致した分配政策によってはただ狭い限界内でしか促進されない。むしろ労働者の利益にとってより重要なことは、適切な生産政策を通して労働生産性の向上に努めることである」³⁶⁾と。

キリスト教労働組合の理論的指導者の一人、ヨース (Joos, Josef) は、ウェーバーの書を「マンチェスター主義思想への逆行」³⁷⁾と批判し、ギースベルツ、インブッシュ、ヴィーバー (Wieber, Franz) ら他の指導者たちは、キリスト教労働組合は「賃金・労働条件の領域においてたえず極限を追求すべきである」³⁸⁾と主張し、従来のいわゆる「拡大的賃金政策」を堅持することを改めて確認したのであった。

ところが、ウェーバーのように労働組合の積極的機能を否定的にとらえなかったにしろ、拡大的賃金政策には一定の限界を認識すべきだというブラウアーの主張は、キリスト教労働組合指導部の考え方と対立するものであった。したがって、ブラウアーの著『国民経済と労働組合』は、労働組合批判の書であるとともに、その表題がまさに示しているように、労働組合の国民経済的意義とその職分について認識を新たにすることを求めた啓蒙の書であった。

ブラウアーによれば、ドイツ労働組合運動はすでにここ数年来、「労働組合政策の重大な転換の前に立たされており、」³⁹⁾「労働組合運動もまた一定の限界を有し、その限界を考慮せざるを得ないという認識を余儀なくされている。」³⁹⁾このような認識はまだ労働組合の行動原理に沈澱するまでには至って

36) Weber, Adolf: *Der Kampf zwischen Kapital und Arbeit*, Tübingen 1910, S. 50.

37) Kongreß—Protokoll 1912 (Dresden), S. 119ff. (zitiert nach Schneider, Michael: a. a. O., S. 262.)

38) Ebenda, S. 127ff.

39) Brauer, Theodor: *Gewerkschaft und Volkswirtschaft. Gedanken und Hinweise*, Jena 1912, 2. Aufl., 1922, S. 1.

いないが、事実の展開がそれをものがたっているという。

ブラウアーは、たとえば「同一労働・同一賃金の原則」の実際上の展開をみよ、という。この原則は、労働組合の拡大的要求に無限の可能性があると予測されるかぎりでも有効であった。しかし、近年の賃金闘争ではむしろ同一労働・同一賃金の原則は「拡大する要求に対する制動」⁴⁰⁾として作用しはじめている。拡大的賃金政策が結果としては賃金水準の停滞もしくは低下をもたらしているという事実から、人々は、賃金引上げには一定の国民経済的限界があるのではないかという認識を徐々に深めつつある。他方、使用者側は、この原則を逆手にとって「同一賃金・同一労働」を要求し、労働者、とくに熟練工の間では「差別化意識」(Differenzierungsgefühl)が強く、同一労働・同一賃金の原則の一律的適用は必ずしも被用者の欲求と合致していない。ブラウアーによれば、同一労働・同一賃金の原則に立った拡大的賃金政策はすでに破綻をきたしているのである。

それにもかかわらず、労働組合がなお「決まり文句の泥沼に入りこんでいる」⁴¹⁾ところから、「神経症的いらだち」と「ペシミズム」が生まれてきている。拡大的賃金政策の事実上の行き詰まりは、労働組合の可能性に影を落とし、ウェーバー的なペシミズムが説得性をもってくる。キリスト教労働組合がドレスデン大会で示したような強硬な拡大的賃金政策路線は、労働組合それ自身をジレンマに導いていく。そこから脱出するには、もっぱら闘争的手段によって社会生産物のより有利な分配を追求していくという、これまでの政策を断念して、それとは全く別の観点に立って新たな政策を展開しなければならない。

ブラウアーは、「労働組合には国民経済的可能性を自らの利益において促進する使命がある」⁴²⁾という。すなわち、労働組合はそれ自身の国民経済的職分を認識すべきであると主張するのである。この認識に到達するには二つ

40) Ebenda, S. 3.

41) Ebenda, S. 13.

42) Ebenda, S. 17.

のことが要求される。まず第一に「企業者に対する狂信的・盲目的憎悪と企業者活動に対する不信感の奇形を打破すること」⁴³⁾である。つまり階放闘争的思考に立つかぎり、労働組合はその国民経済的職分を認識することはできないということであろう。第二に労働組合に要求されることは、「国民経済と国民経済学およびその認識へ通暁すること」⁴³⁾である。ブラウアーはとくに第二点を強調する。

しかし、他方で、労働組合に有効な知識とその国民経済的職分についての認識を与えるべき国民経済学は、上述のような労働組合の要請に答え得るであろうか。ブラウアーは、「今日ところまだ、労働組合が国民経済的にどう分類されるかについてほとんど解明がなされていない」⁴⁴⁾という。ブレンターノ (Brentano, Lujo)、アドルフ・ウェーバー、ポーレ (Pohle, L.)、オッペンハイマー (Oppenheimer, Franz) といった人々の議論を吟味しながら、ブラウアーは、国民経済学において労働組合の問題が真に科学的にいかにならずかしか解明されていないかということをはっきりさせる。そして、「労働組合運動の行為とそれが国民経済に及ぼす作用を偏向なき純粋な科学的手段によって把握する」⁴⁵⁾ところの「科学的労働組合理論」の樹立の必要性を訴え、その研究シェーマを提示する⁴⁶⁾

従来、国民経済学では、労働組合の国民経済的職分を積極的に肯定する議論は支配的ではなかった。むしろ結果において労働組合の存在意義を否定してしまうような学説が多々みられた。ウェーバーは、「労働者の団結やストライキがなくとも、賃金は上昇し得るしまたしばしば大きく上昇してきた」⁴⁷⁾と主張し、ポーレは、「労働組合は、他人が育てた樹になった果実を労働者にもぎとってやる手助けをするにすぎない」⁴⁸⁾という。ポーレは賃金決

43) Ebenda, S. 16.

44) Ebenda, S. 22.

45) Ebenda, S. 33.

46) Ebenda, S. 34.

47) Weber, Adolf: a. a. O., S. 542.

48) Pohle, L.: Die gegenwärtige Krisis in der deutschen Volkswirtschaftslehre, S. 109. (Zitiert nach Brauer, Theodor: a. a. O., S. 42.)

定要因に生産性要因を付け加えるが、いずれにしろ決定的な要因は労働力の需給関係である。オープンハイマーも市場要因を重視し、賃金決定における労働組合の国民経済的に積極的な形式機能を認めない。上に引用したポーレのことばに示されているように、労働組合は「果実を育てること」に協力しない存在として、つまり社会生産物の生産に参加しない存在として理解される。したがって、このような見解からは一種の労働組合無用論が、極端な場合には労働組合有害論が生まれてくる。キリスト教労働組合のヨースがウェーバーを「マンチェスター主義思想への逆行」として批判したのも十分にうなづけるのである。

これに対して、ブラウアーは、国民経済における労働組合の積極的役割を評価し、いわば労働組合有益論を展開する。ブラウアーは労働組合を次のように定義する。「労働組合とは、賃金以外の労働条件を同時に改善しながら、私経済的生産の成果に対する賃金労働の持分を拡大することを目的とした、資本主義的社会秩序内部における同じ(産業的)職業の賃金労働者の持続的な団結である」⁴⁹⁾と。この定義の大きな特徴は、分配政策の対象として「私経済的生産の成果」(Ertrag der privatwirtschaftlichen Produktion)を前面に出していることであろう。

ブラウアーは、まずブレンターノ的労働組合観を乗り越えようとしている。ブレンターノは、「売り渡される商品としての労働および売り手としての労働者の特質に由来する不利な結果が労働組合によって排除され、かくしてはじめて労働は他の財と同じ売却財となり、他方で労働者は人間になる」⁵⁰⁾として、もっぱら労働力の売り手としての行動の中に労働組合の本質をみていた。さらに、ブラウアーは、社会主義者の如くに労働組合を革命のための単なる手段としてとらえる立場にも同意することはできなかった。他の何らかの目的に対する手段としてではなく、それ自体を自己目的として、しかも国

49) Brauer, Theodor: a. a. O., S. 25.

50) Brentano, Lujó: Gewerkverein, in; *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. IV, Jena 1911, S. 1115.

民経済の有機的肢体として労働組合をとらえるような観点を設定しようとしているのである。

ブラウアーは、労働組合の国民経済的責任について述べる。「国民経済的責任は、私経済の生活条件 (Lebensbedingungen) を強調するところからとりわけ生まれてくる。私経済は、常にというわけではないが一般に国民経済的行為に対して一定の限界を与え、しかもとりわけ労働者は私経済の中でこの限界に直面するのである」⁵¹⁾と。この場合、私経済の生活条件とは、私経済の給付能力を規定する諸要因である。それには、経済の好・不況といった外部要因と、企業者の能力・資本の構成・労働者の質といった内部要因がある。これらの諸要因が相互関連しながら私経済の給付能力に一定の限界を生ぜしめているのであれば、この限界を認識せずにそれを無視した拡大的賃金政策は、力による労働闘争を経て一時的に労働組合に成功をもたらしたとしても、いずれそのつけは労働者に回ってくる。むしろ労働組合はこの限界を正しく認識して、その限界自体に積極的に挑戦していくべきなのである。

ブラウアーはいう、「労働組合は、長期的にみると、生産成果の増大へ働きかけることなくして自らの使命を全うすることはできない」⁵²⁾と。すなわち、限界へ挑戦することとは生産性向上に何らかの形で寄与することに他ならない。労働者の利益を追求するという労働組合本来の職分が必然的に国民経済的責任の遂行を、つまり生産性向上への積極的参加を要請するのである。

「労働組合活動は、国民の全体的労働原料 (Arbeitsmaterial) にもっとも大きく影響を与える。」⁵³⁾その影響行使の態様はさまざまであろうが、とりわけ重要なものに労働組合の教育活動がある。「労働組合指導者に対して適切な国民経済的知識を培養する方法と手段が見出されなければならない」⁵⁴⁾し、また「組合員に生産性向上の必要性を認識することを学習させること」⁵⁵⁾も

51) Brauer, Theodor: a. a. O., S. 26.

52) Ebenda, SS. 98—99.

53) Ebenda, S. 98.

54) Ebenda, S. 103.

55) Ebenda, S. 98.

必要であろう。さらにブラウアーは生産性向上に必要なものとして、「労働組合的に教育された労働者の生産性向上の促進策への参加，個人的なイニシアティブ，および実際に生産性を促進させた労働給付の一般的評価」⁵⁶⁾をあげている。

労働組合の生産性向上への積極的参加が具体的に結実する場が生産の場であり，個々の私経済の場である。すなわち，労働組合は私経済における協働を通して全体としての国民経済の生産性の向上に寄与していく。ここでは労働組合はもはやたんなる社会生産物の分配をめぐる闘争の一方の当事者ではない。労働者の利益と合致するかぎりでは生産性向上に協働する存在としての労働組合は，重大な影響力をもった一人の生産者として国民経済に登場してくる。ここに，労働組合を「国民経済の器官」(Organ der Volkswirtschaft)としてとらえる観点が成立する。そして，従来の一面的な拡大的賃金政策に対して，ブラウアーのそれは生産性志向的賃金政策と称することができよう。

したがって，労働協約についても新しい解釈が生まれてくる。労働協約は，労資闘争の一時的な停戦を意味するものではない。ブラウアーはいう，「労働組合が労働協約を通してもはや生産の客体ではなく主体として生産に協働する意志を認識せしめるとき，まさにこのときから労働組合はたんなる分配政策の土地から離れ去ることになる」⁵⁷⁾と。ブラウアーは「労働協約共同体」(Tarifgemeinschaft)なる概念を提示する。労働組合は，労働協約をめぐる交渉の一方の当事者に留まるのではなく，「労働協約共同体」の構成員として国民経済的生産性の向上に協働する存在となるのである。われわれは，以上のようなブラウアーの主張の中に今日いうところの「社会的パートナーシップ」(Sozialpartnerschaft)の思考を見出すことができる。

以上，ブラウアーの1912年の著『労働組合と国民経済』をみてきた。本節のはじめに述べたように，この書はキリスト教労働組合の指導者たちにもまだ十分理解されず，むしろウェーバーと同じく拡大的賃金政策を批判した書

56) Ebenda, S. 99.

57) Ebenda, S. 38.

として冷たく迎えられたようである。しかし、1922年に無改訂で再版が出されたとき、もはやかつてのような反響を呼ぶことはなかった。第一次大戦をはさむこの10年の間に、ブラウアーの主張するような労働組合観が、とくにキリスト教労働組合を中心としてドイツ労働組合運動の中に着実に育っていったのである。第一次大戦後、ドイツ国民に課せられたドイツ経済の再建という課題も、ブラウアーの生産性志向的賃金政策をいっそう説得力あるものにした。

次節以下では、さらにブラウアーの二つの著『大戦後における賃金政策』（1922年）と『生産要素としての労働』（1925年）をとりあげて、彼の労働組合観を検討していこう。（未完。別号に続く。）

〔付 記〕

本稿は、昭和59年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。